

山梨県公報

第千九百五十四号

平成二十一年

六月八日

月 曜 日

目次

道路の区域変更(四件).....	二九三
建築基準法に基づく道路位置指定.....	二九四
公告	
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見.....	二九四
国土調査の指定.....	二九五

告示

山梨県告示第百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十一年六月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖精進線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南都留郡富士河口湖町大字長浜字下條七九三番の三地先から 南都留郡富士河口湖町大字長浜字橋戸一三三	旧	六・七〇 二五・二	二二八・七

三八番の七地先まで

新 八・〇〇
七三・四

一五三・〇

山梨県告示第百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十一年六月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 青木ヶ原船津線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南都留郡富士河口湖町大字長浜字橋戸一三三四番の五地先から 南都留郡富士河口湖町大字長浜字橋戸一三三九番の一地先まで	旧	六・四〇 一一・一	一〇九・〇
	新	九・二〇 一九・〇	一〇九・〇

山梨県告示第百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十一年六月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道

- 二 路線名 上野原あきる野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
上野原市桐原字小桐原一・二二番の二地先から 上野原市桐原字小桐原一・一六番の二地先まで	七・五	五・〇	一七三・〇	七五・〇
	一七三・〇	一七三・〇		

山梨県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十一年六月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一三号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南都留郡道志村字大振八八四七番地先から 南都留郡道志村字大振八八八八番の一地先まで	七・八	一六・三	一四・八	一一三・〇
	一四・八	二九・〇		

山梨県告示第百九十号

建築基準法（昭和二十五年法律第百二十号）第四十二條第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の位置
甲斐市岩森字坊沢東一・二八二番一、一・二九三番三、一・二九三番四、一・二九四番三
- 二 道路の幅員
最大幅員八・四五メートル、最小幅員六・〇〇メートル
- 三 道路の延長
七九・三三メートル

公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により県が述べた意見について、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十一年七月八日まで縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
1 氏名又は名称 有限会社八光企業管理センター 代表取締役 渡邊恭久
- 2 住所 笛吹市石和町四日市場千七百四十五番地
- 二 大規模小売店舗の名称及び所在地
1 名称 パウいさわ店
- 2 所在地 笛吹市石和町四日市場字大口町千七百四十五番外
- 三 届出の内容及び公告日
1 内容 変更
- 2 公告日 平成二十年十月二十日
- 四 意見
1 駐車場の充足等交通に係る事項
(-) 駐車場の位置及び構造等

今回の変更届出により追加された「出入口E」周辺の「駐車スペース」には、建物が建設されていることから、届出のとおりに入出口が設置され駐車場として運用される見込みがない。

については、現況における周辺地域の円滑な交通と安全を確保するため、出入口の位置及び駐車場内の駐車スペース等の変更など必要な措置を講ずること。

五 意見を述べた日

平成二十一年五月二十七日

● 国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成二十一年六月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 国土調査の指定年月日

平成二十一年五月二十八日

二 調査を行う者の名称

市川三郷町

三 調査地域

西八代郡市川三郷町大字高田の一部

四 調査期間

平成二十一年六月八日から平成二十二年三月三十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番